

青少年の健やかな成長を願って呼びかけ



街頭キャンペーン活動に参加した小松島市民会議の会員

11月の「子供・若者育成支援強調月間」に合わせ、青少年の健全育成を呼びかける街頭キャンペーン活動が11月8日に行われ、青少年育成小松島市民会議の会員ら約50名が参加しました。

会員らは市教育委員会庁舎でセレモニーを行った後、市内の商業施設2箇所に分かれ、買い物客らに犯罪被害の防止等を呼びかけるビラやポケットティッシュなどが入った袋を配り、青少年の健やかな成長を願って協力を呼びかけました。

新開小学校で市総合防災訓練を実施

新開小学校で10月22日、小松島市総合防災訓練が実施され、地域住民ら約550名が参加しました。

訓練では、地震・津波に対する住民避難訓練が行われ、住民らは、津波緊急一時避難場所に指定されている同校の校舎屋上へ避難し、避難経路などを確認しました。



地元消防団員から消火器の使い方を学ぶ子どもたち

また同校のグラウンドには、起震車による地震の震動体験や煙ハウスを使用した火災時の煙体験、消火器の使い方講習、地元婦人会が炊き出したアルファ米の試食など様々なブースが設けられ、訓練に参加した家族連れや子どもたちは、体験を通じて防災意識を高めていました。



消防車両やパトカーなどの展示ブースも設けられ、子どもたちが乗車体験を楽しんでいました

住宅用火災警報器の設置が義務づけられています

○住宅用火災警報器とはどんなもの？

火災により発生する煙や熱を感知し、警報音や音声などで火災を知らせる装置です。

付属のねじやフックを使い天井や壁に簡単に取り付けられるようになっており、一般的に販売されているほとんどが電池式で、約10年作動するようになっています。

○住宅用火災警報器が必要な場合

自分自身はもちろん大切な家族を住宅火災から守るために、火災を早期に発見することで、初期消火や通報などの行動が早まり近隣への延焼被害も軽減します。

住宅火災で死に至った原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高くなっています。また、住宅火災の死者の約6割が「65歳以上の高齢者」であり、今後も高齢化社会の進展に伴い、高齢者の被害がさらに増加することが予想されます。

○設置しなければならない場所

○全ての寝室
○2階に寝室がある場合、2階の階段

*そのほか、3階建ての場合や1つの階に居室が5つ以上ある場合も設置が必要になる場合があります。詳細は市消防本部までお問い合わせください。

【購入場所】 防災設備の取扱店、ホームセンター、電気店など

【お問い合わせ先】 市消防本部

☎ 32・0119／FAX 32・31919

Mail:shoubou@city.komatsushima.tokushima.jp

